

委任契約書

依頼者を甲、受任弁護士を乙として、次のとおり委任契約を締結する。

第1条(事件等の表示と受任の範囲)

甲は乙に対し下記事件（以下「本件事件」という。）の処理（以下「本件業務」という。）を委任し、乙はこれを受任した。

事件等の表示及び受任範囲

事件名： 債権管理回収事件
受任範囲： 上記事件に関する代理人業務
事件終了要件： 債権が確定し、返済が完了したとき

第2条(弁護士報酬) ※該当する個所に○又は任意の金額をご記入ください。

(1) 甲は、乙に対し、本件業務の着手金として金0・()万円（消費税含む）を以下の口座へ振込送金し、支払う。

記

三井住友銀行 銀座支店 普通預金 7533794

口座名義 村岡徹也（ムラオカテツヤ）

(2) 甲は、乙に対し、本件業務の報酬として、相手方が甲に請求する額から回収に成功した額（経済的利益）に対し0%・5%・10%（消費税除く）の割合による金員を、事件解決後速やかに振込送金し、支払う。

第3条(誠実義務、報告義務)

- 乙は弁護士法に則り、誠実に委理事務の処理にあたるものとする。
- 乙は、甲に対し、本件業務の経過及びその帰趨に影響を及ぼす事項を必要に応じ報告するとともに、本件業務処理の結果に関しても遅滞なく報告するものとする。ただし、本件が大多数の債権者の利益保護を図る事件の特質より、本件業務の報告は各種 SNS、ネット配信を通じて行い、甲へ個別に報告はしないことに同意する。

甲及び乙は、本委任契約の合意内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため本契約書を2通作成し、相互に保管するものとする。

令和6年 月 日

甲

印

乙（受任弁護士）

東京都港区虎ノ門5-11-15 虎ノ門KTビル2階
村岡総合法律事務所 弁護士 村岡 徹也